

現況届のオンライン申請について

横浜市では、給付認定を受けて保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用している方に対し、毎年、保育を必要とする状況が継続していることを確認するために、子ども・子育て支援法に基づき「現況届」と証明書類の提出を求めています。（この確認を「現況確認」といいます。）

現況届および必要な書類の提出（添付）がない場合、給付認定が取り消されることがありますので、必ず申請してください。

なお、現況確認によって給付認定の変更が行われる場合、変更適用日は9月1日となります。8月までの間に給付認定や利用料を変更する必要がある場合（就労状況の変化、育児休業の取得、世帯の状況に変化（離婚・再婚や、障害者手帳の交付を受けた等）があった等）は、別途、保育所・幼稚園等がある区の区役所こども家庭支援課へ（認可外保育施設、市外の保育所・幼稚園等を利用している方は居住している区の区役所こども家庭支援課へ）認定変更申請を行ってください。

（現況確認の結果、給付認定の内容に変更がない場合は、結果の通知をお送りしません。）

1 受付期間

2026年4月22日（水曜日）9：00から2026年5月20日（水曜日）23：59までに、オンライン申請により提出してください。

2 オンライン申請の際に添付する書類

保護者ごとに下表の事由に応じて必要な提出書類を準備し PDF ファイル等で添付してください。申請方法の詳細は同封の「現況届のオンライン申請の手順」と「現況届入力要領」を確認してください（同封の「現況届に関するお知らせ」は添付不要です）。

※就労証明書やタイムスケジュール等は、
こちらのページからダウンロードできます。



保育を必要とする事由	必要な提出書類
就労 ※月64時間以上就労の方	就労証明書 右上の証明日が2026年3月1日以降になっているものをご準備ください。 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による就労証明書と保護者ご自身でご記入いただいたタイムスケジュールを提出してください。 （※育児休業中に復職を前提とした申請をし、今年度の4月に入所した方は復職してから雇用主（事業主）に就労証明書を作成してもらい、復職年月日の記載がされているものを提出してください。）
育休中の利用継続	就労証明書 右上の証明日が2026年3月1日以降になっているものをご準備ください。 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明書を提出してください。
病気・けが	診断書等 発行日が2026年3月1日以降になっているものをご準備ください。 医療機関が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載されたものを提出してください。
障害	なし（新たに障害者手帳等を取得された方はご提出をお願いします。） ※ 横浜市中で障害者手帳等の交付状況等を確認できない場合、後日区役所よりご連絡の上、障害者手帳等のコピーをご提出いただく場合があります。
介護 ※①または②のいずれかを ご提出ください。	①『診断書または介護保険被保険者証のコピー』及び『タイムスケジュール』 ②きょうだいの『通園・通学証明書』及び『タイムスケジュール』
通学	在学証明書 及び 在学期間・時間割 の分かる資料
出産予定	母子健康手帳のコピー 『表紙』 及び 『分娩（出産）予定日が確認できる部分（P.4）』を提出してください。
求職中	なし ※認定期間は3か月となります。

該当する場合は、以下の書類も添付してください（「認可保育所等」または「認可外保育施設の0～2歳児クラス」を利用中の方のみ）。

2025 年中に 海外勤務又は居住期間が ある方	『海外収入申告書』及び『2025 年中の国内外問わず所得額・控除額等がわかる書類』 例) 会社からの給与支払証明書等 「海外収入申告書」は、横浜市ホームページ【令和8年度の現況確認について】のページからダウンロードできます。
--------------------------------	--

3 「現況届に関するお知らせ」に記載されている認定事由がいずれの保護者も「就労」の方へ

下記①、②の両方に該当する場合は就労証明書の提出を省略することができます（ひとり親世帯も下記に該当する場合は省略可能です）。該当する方は右の二次元コードより手続きしてください。



①いずれの保護者も、2025年9月1日時点から勤務先・勤務形態（就労時間・日数・育児のための短時間勤務制度利用有無など）に変更がないこと（就労証明書の全ての項目に関して変更がないこと）

②2025年9月1日時点から世帯構成に変更がないこと（離婚・結婚・同居家族の増減・単身赴任等がないこと）

※2025年9月1日以降に区役所こども家庭支援課へ就労証明書を提出していて、全ての項目に関して変更がない方も省略が可能です（世帯構成に関しても、2025年9月1日以降に区役所こども家庭支援課へ変更の届出をしておき、状況に変更がなければ省略が可能です）。

【①、②の両方に該当する方でも、下記のいずれかに該当する場合は就労証明書の提出を省略できません】

ア、**2026年4月に入園した方**（上記①、②の両方に該当する転園の方は省略可能です）

イ、2026年9月1日までに産前産後休業・育児休業に入る予定がある方

ウ、「認可保育所等」または「認可外保育施設の0～2歳児クラス」を利用中で、2025年中に海外勤務又は居住期間がある方

※ア～ウのいずれかに該当した場合は表面「2 オンライン申請の際に添付する書類」を参照し、保護者ごとに必要な提出書類をご準備ください。なお、申請方法は同封の「現況届のオンライン申請の手順」と「現況届入力要領」を確認してください。

4 その他

以下にあてはまる場合は、保育所・幼稚園等がある区の区役所こども家庭支援課にご連絡ください（認可外保育施設、市外の保育所・幼稚園等を利用している方は居住している区の区役所こども家庭支援課）。

- ① 横浜市外に転出した方
- ② 提出締切日までに給付認定が満了する方
- ③ 提出締切日までに給付認定を取り消す予定の方
- ④ オンライン申請の前後の時期に認定事由等を変更する方

この書類や現況確認の多言語版資料は、横浜市のホームページで確認できます。

If you want to check foreign-language editions of this document and the guide for filling out the notification of current situation, you can do so on the Yokohama City website.

令和8年度の現況確認について

検索